(仮称) 松本市発達障がい児等の支援に関する条例の骨子(案) に対する パブリックコメントの結果

募集期間

令和5年11月24日(金)から令和5年12月25日(月)までの32日間

- 2 閲覧方法 (1) 市ホームページ (2) 窓口(行政情報コーナー、教育委員会、こども福祉課、及びあるぷキッズ支援室)

3 実施結果

(1) 件数

13件(10人)

(2) 提出方法 ア 窓口提出 イ FAX ウ 電子メール

(3) 意見等に対する対応

区分		内容	件数
ア	趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれて いるもの	6件
1	参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考 とするもの	6件
ウ	対応が困難な意見	対応が困難なもの	1 件

4 意見等の概要及び市の考え方

	記元子のNG 安久 U 印の名 た刀					
No.	項目	意見等の概要	市の考え方			
1	事業全般	幼少期に療育・学校・家庭に おいて適切な行動を学び、継続 していくことが重要だと思う。	【ア 趣旨同一の意見】 ご意見のとおり、幼少期から 適切な行動を学び、継続してい さいなけいであると考えています。 現在いる。			
2	事業全般	知識の普及と共に、実際に同 じ時間を過ごすことが必要。放 課後に親の付き添いなしで、地 域の子たちと触れ合い、接点を 持ち、時間を共有することで、 障がいの理解が深まると思う。	【イ 参考とする意見】 子ども同士が共に過ごせる場 について、様々な事業や取組み の中での実現を目指します。			

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
3	事業全般	知的障がいのある子どもへ の対応も希望します。	【ア 趣旨同一の意見】 発達障がい児等の対象として 捉えています。
4	事業全般	支援級や特別支援学校へ在 籍している子どもが、専門知 識を持つ指導者の支援を受け られる場が必要	【イ 参考とする意見】 インクルーシブセンターに配 置する様々な専門職員が、主治 医等とも連携しながら、必要な 支援について対応します。
5	事業全般	子どもの数が減の場でで、 常学級以外の学けるの場は 学子が増えがいるののは が増えたいでののは を子どものがされる。 を子どものがきるが を子が進んでいるが を子が進んがでいるが他のな を子が進るがでいるが他のな がはるのがでいるがでいるがでいる がはののがでいるがでいるがでいるがでいる。 がはののなにでいるがでいるがでいる。 がはののなにでいるがでいるがでいる。 がはののなにでいるがでいるがでいる。 がは、でのなにはいる。 がは、でいるがはいる。 がは、でいるがはいる。 がは、でいるがは、でいるにはいる。 がは、でいるがは、でいるにはいる。 がは、でいるがは、でいるにはいる。 がは、でいるがは、でいるにはいる。 がは、でいるがは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる。 がは、でいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるには	【イ 参考とする意見】 今回の条例は、インクルーシ ブ社会の実現に向けて、特に重 要である発達障がい児等の支援 に特化した条例を制定するもの です。「発達障がい児等の支援」 に焦点化し、取組みを重ねるこ とで、それを土台としたインク ルーシブ教育システムの構築を 目指します。
6	事業全般	支援を目的にするのではなく、インクルーシブ社会の実 現を目的とすることを提案します。	【イ 参考とする意見】 今回の条例は、インクルーシ ブ社会の実現に向けて、特に重 要である発達障がい児等の支援 に特化した条例を制定するもの です。条例の「前文」及び「目的」 において、本市の目指す姿を明 記します。
7	事業全般	就職し、仕事が終了した後 の支援が必要と考えます。	【イ 参考とする意見】 今後、支援対象の拡大を目指 していきます。
8	3 支援拠点 の設置	子どもが居るところがインクルーシブでなければならず、支援者の拠点が「インクルーシブの中心(センター)」という名称を変更することを希望します。	【ウ 対応が困難な意見】 「センター」という単語には複数の意味があり、本条例では「機関や施設」という意味で用いています。 インクルーシブな教育環境の実現を目指し、支援、普及及びサポートを推し進めていく施設として、名称を「松本市インクルーシブセンター」と定めたものです。

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
9	4 センター の所掌事項	学校卒業後の生活支援について利用できる事業所の情報 提供窓口の設置を希望します。 また、利用者や保護者、事業 所スタッフ等から話を聞ける 勉強会を希望	【イ 参考とする意見】 松本市基幹相談支援センター と共に、市内4か所の障害者 相談支援センターでは、卒業 後の支援についての相談にも 対応しています。各センター とも連携しながら、支援の充 実を図ります。
1 0	4 センター の所掌事項	加配保育士が参加し専門知識が学べる機会を希望します。また、学齢期支援の人材育成とサービスの拡充を希望します。	【ア 趣旨同一の意見】 加配保育士を含めた支援者 のための研修を、引き続き実 施します。
1 1	4 センター の所掌事項	保健・福祉の事項を入れた ほうがよいのではないか。	【ア 趣旨同一の意見】 4 センター所掌事項(1)(2)(5) (6)は保健・福祉に関わる事項 と捉えています。
1 2	5 センター の職員配置	連携ではなく、専門家をセンターの一員として位置付けることを希望します。 また、専門的な連携先を県内外から積極的に取り入れ、支援の充実を図ってほしい。	【ア 趣旨同一の意見】 センターの職員として、 様々な専門職を配置します。 また、今後も引き続き、県内 外の専門機関との連携を図り ながら事業を進めます。
1 3	5 センター の職員配置	教員に対応できる職員の配 置を希望します。	【ア 趣旨同一の意見】 ご意見のとおり、教育の専 門的な知識を有する職員を配 置します。